

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 新旧対照表

○ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|---|-------------|---|-------------|
| <p>当該施設等の利用定員</p> | <p>上限人数</p> | <p>当該施設等の利用定員</p> | <p>上限人数</p> |
| <p>（定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～二十四（略） 二十五 チーム保育加配加算 当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。</p> | | <p>（定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～二十四（略） 二十五 チーム保育加配加算 当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。</p> | |

| | |
|---------------|-----|
| (略) | (略) |
| 二百七十一人以上三百人以下 | 五人 |
| 三百人以上四百五十人以下 | 六人 |
| 四百五十一人以上 | 八人 |

二十六～三十五 (略)

三十五の二 指導充実加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子ども）の区分に係るものに限る。）二百七十一人以上の場合であつて、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

三十五の三 事務負担対応加配加算 当該施設等において、その利用定員二百七十一人以上の場合であつて、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。

三十六～五十一 (略)

五十一の二 チーム保育推進加算 当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均勤続年数が十五年以上である場合に加算されるものをいう。

五十二～五十六 (略)

| | |
|---------------|-----|
| (略) | (略) |
| 二百七十一人以上三百人以下 | 四人 |
| 三百人以上四百五十人以下 | 五人 |
| 四百五十一人以上 | 六人 |

二十六～三十五 (略)

(新設)

(新設)

三十六～五十一 (略)

(新設)

五十二～五十六 (略)

五十六の二 事務職員配置加算 当該施設等において、その利用定員九

十一人以上の場合に加算されるものをいう。

(新設)

(支給認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算(居宅訪問型保育事業を除く。)、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、入所児童処遇特別加算及び障害児保育加算を減じた額とする。

(支給認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算(居宅訪問型保育事業を除く。)、減価償却費加算、賃借料加算及び障害児保育加算を減じた額とする。

別表第二 (略)

別表第二 (略)

別表第三 (略)

別表第三 (略)